

平成26年度 事務事業評価調書（平成25年度実績分）

事務事業名	民営保育所一時保育促進事業費補助金				
所管部局	こども未来部	部局長名	山川 瑞代	予算事業名	民営保育所一時保育促進事業費補助金
所管部署	保育幼稚園課	所属長名	山崎 英隆	予算事業科目(平成26年度)	010302010482

1 事業の位置付け

2011 高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け					
施策の大綱	03 育みの環	施策取組方針	子育てに係る負担を軽減するために、子育て家庭やひとり親家庭への支援を行うとともに、保育サービスや就学前教育の充実を図ります。 また、児童や保育環境の安全安心を確保するため、保育所の耐震化や施設の老朽化に伴う改築・改修等を推進します。		
政策	14 子どもを生き育てやすい環境づくり				
施策	40 子育て支援の充実				
2 事業の根拠・性格	法定受託事務				
法律・政令・省令	児童福祉法、保育緊急確保事業費補助金実施要綱（一時預かり事業）				
県条例・規則・要綱等					
市条例・規則・要綱等	高知市一時保育促進事業費補助金				
その他（計画、覚書等）					

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	民営保育所			
意図	どのような状態にしていくのか	保育所等を利用していない家庭において、保護者の就労・急病等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図る。			
手段	事業実施体制等	実施主体：認可保育所運営主体の社会福祉法人等への補助金の交付	事業開始年度	平成12年度	
			事業終了年度	—	
活動内容	どのような事業活動を行うのか	保護者の一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が一時的な保育を実施する場合に補助を行う。			
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方		
	A	数値目標達成率（％）	子ども未来プラン2010すくすくとさっこ21の数値目標の達成割合		
	B	施設数（施設）	子ども未来プラン2010すくすくとさっこ21の数値目標		
	C	利用児童数（人）	一時保育の利用児童数（参考）		

4 事業の実績等

			23年度	24年度	25年度	26年度（計画）	備考欄	
成果指標	A	数値目標達成率（％）	目標 100.0	100.0	100.0	100.0	（新規事業実施施設） 24年度 神田保育園 25年度 春野弘岡中保育園 26年度 朝倉くすのき保育園	
		実績	66.7	77.8	88.9			
	B	施設数（施設）	目標 9	9	9	9		
		実績	6	7	8			
	C	利用児童数（人）	目標					
		実績	9,226	10,911	11,468			
投入コスト	① 事業費	決算額（千円）	17,500	18,579	26,944	30,576	23～24年度：子育て支援交付金（国費） 25年度：安心こども基金（県費） 26年度：保育緊急確保事業（国費、県費）	
		財源内訳	国費（千円）	9,780	11,200			9,441
			県費（千円）			9,563		9,441
			市債（千円）					
			その他（千円）	1,928	2,337	2,383		2,253
			一般財源（千円）	5,792	5,042	14,998		9,441
	翌年度への繰越額（千円）							
	② 概算人件費等	人件費等（千円）	14,400	14,800	14,600	14,400		
		正規職員（千円）	14,400	14,800	14,600	14,400		
		その他（千円）						
		人役数（人）	2.00	2.00	2.00	2.00		
		正規職員（人）	2.00	2.00	2.00	2.00		
		その他（人）						
	総コスト＝①＋②（千円）		31,900	33,379	41,544	44,976		
市民1人当たりコスト（円）		94	99	123		総コスト/年度末人口		
年度末住民基本台帳人数（人）		337,875	338,397	336,845				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

一時保育の実施要件が保育士2人配置となっているが、補助金は一時保育の利用人数によって、補助基準額が設定されているため、利用人数が1,500人未満の施設については、保育士2人分の人件費を賄うことができず、赤字運営となっている。そのため、国基準とは異なる市独自の補助基準額を設定して、利用人数の少ない施設に上乗せ補助をしているが、依然として赤字解消には至っていない施設もある。また、十分な補助を受けられない可能性があるため、新規参入のハードルとなっている。

6 所属長評価

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	5.0	①総合計画の子育て支援の充実に該当する。 ②過去5年で2施設が事業から撤退しているが、撤退施設利用者が潜在ニーズとして存在していることが考えられる。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
事業実施の必要性	② 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	A	5.0	③施設の改築時には、一時保育の実施についても検討した上で、施設整備を行っている。 ④一時保育実施のための経費補助
		B (3) 横ばいである			
		C (1) 少ない、減少している			
		D (0) ほとんどない			
事業内容の有効性	③ 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	4.0	⑤民営保育所への補助金交付であり、アウトソーシングになじまない。 ⑥なじまない。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
事業内容の有効性	④ 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	A	5.0	⑦利用希望者の利用機会の確保等の観点から、利用日数の制限や重複登録の禁止など運用のルールを定めており、公平性は保たれている。 ⑧対象経費は一時保育の実施に必要な人件費等であり、妥当である。
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の効率性	⑤ 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	5.0	⑦利用希望者の利用機会の確保等の観点から、利用日数の制限や重複登録の禁止など運用のルールを定めており、公平性は保たれている。 ⑧対象経費は一時保育の実施に必要な人件費等であり、妥当である。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の効率性	⑥ 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	A	5.0	⑦利用希望者の利用機会の確保等の観点から、利用日数の制限や重複登録の禁止など運用のルールを定めており、公平性は保たれている。 ⑧対象経費は一時保育の実施に必要な人件費等であり、妥当である。
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	⑦利用希望者の利用機会の確保等の観点から、利用日数の制限や重複登録の禁止など運用のルールを定めており、公平性は保たれている。 ⑧対象経費は一時保育の実施に必要な人件費等であり、妥当である。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
事業実施の公平性	⑧ 事業実施の財源として、受益者負担割合(一般財源負担割合)は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A	5.0	⑦利用希望者の利用機会の確保等の観点から、利用日数の制限や重複登録の禁止など運用のルールを定めており、公平性は保たれている。 ⑧対象経費は一時保育の実施に必要な人件費等であり、妥当である。
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点	19.0	総合評価		19.0	
		○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
		B 改善を検討し、事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
		C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)			
D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)					

7 部局長評価

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	子育て支援として重要な役割を果たしており、潜在ニーズに対応するため、さらなる事業の充実を図る。平成26年度からは、国の保育緊急確保事業の一時預かり事業として位置づけられ、保育所等の支援が受けられる場合には、担当保育士を1名以上とする 配置基準に緩和されるなど、国においても事業の普及のための見直しがなされている。また、平成27年度に施行予定の「子ども・子育て支援新制度」においては、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に従って実施する地域子ども・子育て支援事業(子ども・子育て支援法第59条)の一時預かり事業として、さらなる事業の充実を図る予定である。
B 改善を検討し、事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項

--